

研究ノート

ユネスコによるオープンアクセス政策

金 容 媛

[要旨] ユネスコ（UNESCO）は2013年5月13日にジュネーヴで開催された世界情報社会サミット（WSIS: World Summit on the Information Society）において、新しいオープンアクセス政策を発表した。2013年7月から適用されるこの政策は、多言語インターフェースを基盤とした新しいオープンアクセス・リポジトリを通じ、電子化されたユネスコのすべての刊行物をオンラインで提供するものである。国際機構により生産される有用な情報・記録を国際社会が共有するために、公開は必然の原則である。ここではユネスコの情報源および情報の生産と普及・流通について紹介し、今回のユネスコ刊行物に関する新しいオープンアクセス政策の内容を紹介する。

[キーワード] オープンアクセス、ユネスコ、国際機構、図書館、アーカイブズ

目 次

1. はじめに
 2. 国際機構とその情報源
 3. ユネスコ（UNESCO）の概要
 - 3.1 関連組織とその活動
 - 3.2 オープンアクセス政策の動向
 - 3.3 ユネスコ刊行物に関するオープンアクセス政策発表（全文）
 4. おわりに
- 参考文献

1. はじめに

ユネスコ（国連教育科学文化機関：United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization: UNESCO）が、国連（UN）の機関としては初めて自らオープンアクセス政策を採択した。2013年5月13日にジュネーヴで開催された世界情報社会サミット（WSIS: World Summit on the Information Society）において、新しいオープンアクセス政策を発表したのである。2013年7月

から適用されるこの政策は、多言語インターフェースを基盤とした新しいオープンアクセス・リポジトリを通じ、電子化されたユネスコの刊行物をオンラインで提供するものである。この政策により、全世界の人々が公開ライセンスを利用し、ユネスコが生産した資料およびデータを無償で自由にダウンロードし、翻訳・配布・再共有できると同時に、ユネスコの研究成果がより広く利用される効果が期待できる。

ユネスコは一貫してオープンアクセスを支持し、知識と情報への普遍的アクセスを強調してきた。2011年11月にはオープンアクセスに関する世界中の情報を提供する“Global Open Access Portal”（GOAP）を立ち上げて148カ国の2000以上の取り組みを紹介するなど、これまで積極的な活動を展開している。

このたびの新しいオープンアクセス政策は、ユネスコの「科学情報へのオープンアクセス戦略（Open Access to Scientific Information Strategy）」（特に途上国に主眼をおいている）、ならびに、「オープン教育リソース（Open Educa-

tional Resources)」および「無償かつオープンソース・ソフトウェア (Free and Open Source Software)」への取り組みと軌を一にするものである。

2. 国際機構とその情報源

国際機構からは種々の多様な情報・資料が生産されるが、その大部分は当該機構の規定に基づき生産されるもので、各機構の活動報告や公式活動を遂行するために作られた情報・資料である。その設立目標に合致する活動計画により関連分野が多様になり、加盟国の増加により公式言語が増え、また地域も拡大する。そこで、情報・資料は当該機構の組織単位が機能を遂行するための手段であると同時に、機構の活動舞台である国際社会とのコミュニケーションの手段として、多くの国際機構は情報・資料の生産と普及のための独自の組織、予算、プログラムを有する。生産される情報・資料は、機構の多様な公式活動を支援する内容が主であり、関係する多数の人によって生産される共同著作物であるため、著者、職員、編集者、翻訳者等で構成される著作部署 (author departments) といわれる部署がその作成を担当している。

国際機構で生産される情報・資料は、1) 各機構の定款や内規を含む基礎資料、2) 機構内の各種組織の会議に関する公式記録、3) 各種報告書、4) 勧告・指針書、5) 統計集、6) 決議案、7) 広報資料、8) 書誌類、9) 参考資料、などが含まれる。これら資料は、機構はもとより加盟国のためにも作成されるものであるため、言語は機構の公式言語および加盟国の言語 (大部分は英語を含む) で生産される。刊行の形態は単行本またはシリーズもの、定期刊行物として継続的に刊行されるものが多い。物理的な形態も、印刷媒体、映像資料、マイクロ資料、機械可読資料、電子資料、ネットワーク情報源など多様である。

国際機構が生産する情報・資料は、1) 文書・ドキュメント (documents) と 2) 刊行物 (publications) に大別することができる。文書・ドキュメントは当該機構の公式的機能および業務を遂行する過程で自然発生的に、または必要に応じて意図的に生産される。これらの資料は、機構内の各種組織で遂行する任務と活動を支援するために限られた部数のみを印刷形式 (通常印刷版、オフセット版、コンピュータプリントなど) で生産するが、後に、外部からの要求に応じて正式出版物とすることも多い。こうした文書・ドキュメントは、関連部署のみならず加盟国政府および他の国際機構とのコミュニケーション手段として無償で配布される。

国際機構が生産する文書・ドキュメントには以下の種類がある。

- 1) 行政文書 (administrative documents) : 当該機構の内部業務の進行に関連する内部用の情報資料であり、外部からの需要はほとんどない。
- 2) 機関文書 (institutional documents) : 当該機構の機能遂行に関する公式記録 (official record) として、活動と業績に関する情報資料である。公式記録として外部に発表・公開されるもので、外部からの需要は多い。
- 3) 政策文書 (policy documents) : 主に政策決定、提案、討議内容、決議などを支援する報告書が含まれ、こうした情報は加盟国政府の関心事であるため、加盟国に公式に配布される。
- 4) 立法文書 (legislative documents) : 当該機構の活動に関する勧告事項、決議案、加盟国に共通する原則、法規、および国際条約などであり、これらは加盟国に公式に配布される。

このように、国際機構で生産される大量の文

書・ドキュメント類は機構の加盟国には公式経路を通じ配布され、同時に当該ホームページにて全文 (full text) または PDF 形式で公開される。

国際機構の情報・資料は、その機構の設立と存続が幅広い国際理解と協力に依存するとの前提で、その活動と業績を一般に広報することを目的とする。また、多数の国際機構は専門的な研究を支援するため、その成果である研究資料の内容を国際社会が共有するという観点から広く普及することも多い。刊行物として、広報資料、専門研究報告書、統計資料、各種会議録、定期刊行物、各種名簿、年鑑、書誌類などがあり、販売価格は一般商業出版物の定価より低く設定され、適切な販売ルートを通じて流通される。広報資料は無料で利用できる。

3. ユネスコ (UNESCO) の概要

ユネスコは「世界の諸人民の教育、科学及び文化上の関係を通じて、国際連合の設立の目的であり、且つ、その憲章が宣言している国際平和と人類の共通の福祉という目的を促進するために」(ユネスコ憲章前文)、1946年に創設された国連の専門機関である。2013年12月現在195の加盟国を有し、マカオ等の9地域が準加盟地域 (Associate Member) として参加している。ユネスコの組織は、最高意思決定機関である総会 (General Conference : 隔年開催)、執行理事会 (Executive Board : 58か国の政府代表が参加、年2回開催)、その傘下の5つの局 (教育、自然科学、人文・社会科学、文化、情報・コミュニケーション) といくつかの横断的部局とがあり、管理担当部局と協力して様々な事業を実施している。本部はフランスのパリにあり、世界各地に地域事務所がある。その内訳は1) 地域レベルの活動を管轄する地域事務所 (クラスターオフィス・Cluster Office) が27か所、2) 事業活動の円滑な実施のため特定の国に置かれる地域事務所 (ナショナルオ

フィス・National Office) が21か所、3) 特定の分野について地域および地域事務所等への助言等を行う地域事務局 (リージョナルビュロー : Regional Bureau) が10か所 (うち8か所はクラスターオフィスを兼務)、4) 国連および他の関係機構との連絡調整等のために置かれる連絡事務所 (リエゾンオフィス : Liaison Office) が2か所である。

1960年代から、情報や情報資源の重要性に対する認識や情報技術の発展により、国境を越えた情報の生産・流通が展開され、様々な分野において国際的協力が必要となった。そのため、ユネスコ、経済協力開発機構 (Organisation for Economic Co-operation and Development: OECD)、国際標準化機構 (International Organization for Standardization: ISO) といった政府間機構や国際図書館連盟 (International Federation of Library Associations and Institutions: IFLA)、国際ドキュメンテーション連盟 (International Federation for Information and Documentation: FID)、国際文書館評議会 (International Council on Archives: ICA) のような非政府間機構、さらには欧州連合 (European Union: EU) によって国際的な計画が積極的に進められてきた。ユネスコは1946年設立当初からこの分野の国際的活動に重要な役割を果たし、この分野の発展に大きな影響を与えている。

特記すべき例として、国際的な情報の相互交換がある。ユネスコは1963年の国連世界会議 (UN World Conference) において国際的な情報伝達を組織化することを決議した。1967年には、科学技術情報の国際交換機構の設立を構想し、国際学術連合 (International Council of Scientific Union: ICSU) と世界科学情報システムの可能性に関する共同研究を決議した。その後1969年にUNESCO/ICSU中央委員会より世界科学情報システム (UNISIST [World Science Information Sys-

tem.]の可能性に関する報告書が提出され、1971年の政府間会議（Inter-Governmental Conference for the Establishment of World Science Information System）において上記報告書が審議された。ユネスコは政府間会議の決議に基づいて、1972年に具体的な UNISIST 事業計画と予算を作成し、各国 ユネスコ委員会に配布した。1974年にはユネスコが IFLA、FID および ICA と共同で推進した NATIS（National Information System）計画が提起され、86か国の代表が参加した政府間会議で採択された。NATIS 計画の核心は、すべての国が国の発展のために「情報」を政策項目とし、その政策の方向が最終的には国際的な情報の相互交換を可能にするという点にある。1976年の第19回ユネスコ総会において、科学技術情報・ドキュメンテーション、図書館、文書館分野の活動を統括する総合情報計画（General Information Program）が提案され、UNISIST と NATIS は統合された。ユネスコは、各国の政治、経済、科学、文化の諸活動に携わる人々が社会に対して最大限の貢献をするために必要な情報を的確に提供することを目的に、各国の政府が達成すべき12の目標とユネスコなどの国際機構が推進すべき4つの目標を示した。これは世界各国に大きな影響を及ぼし、各国は情報政策の樹立や政策担当の組織を設置し始めた。

3.1 関連組織とその活動

ここでは、ユネスコにおいて情報に関連する組織である、情報コミュニケーション局（Communication and Information Sector: CI）とユネスコ・アーカイブズ（UNESCO Archives）の活動について紹介する。

情報・コミュニケーション局は、特に情報アクセスの自由や知る権利に係る部署であり、表現の自由・民主主義・平和部（CI/FED: Division for Freedom of Expression, Democracy and Peace）、コミュニケーション開発部（CI/COM: Communication Development Division）、情報社会部

（CI/INF: Information Society Division）からなる。情報社会部には、情報ストラクチャー課、情報ポータル課、情報アクセス・保存課、資料センターがある。

情報・コミュニケーション局の主な3つの活動は、まず第一に、表現の自由に重点を置いた情報と知識のアクセスを通じた人々の能力の強化があり、表現の自由とユニバーサルアクセスの促進のための環境の創造、およびコミュニティアクセスとコンテンツの多様性の促進をその内容とする。第二に、コミュニケーションの開発および教育、科学、文化のためのICTの促進があり、メディア開発の促進、および教育、科学、文化におけるICT利用の促進をその内容とする。第三に、局間横断的の事業（他局と共通）があり、教育、科学、文化の発展および知識社会の構築のための情報・コミュニケーション技術（ICT）への貢献をしている。

情報・コミュニケーション局の主な事業には、まず「皆のための情報（Information for All: IFA）」があり、情報におけるデジタル・デバイドによる貧富の差を縮小し、すべての人のための情報、知的社会の構築を目指している。さらに、「国際コミュニケーション開発計画（International Programme for the Development of Communication: IPDC）」があり、開発途上国をはじめとする各国の出版の自由、メディアの多様性・独立性、地域のメディアの開発の促進・能力開発を目指している。

ユネスコ・アーカイブズは、ユネスコの文書館として1947年に設置された、ユネスコのすべての文書・資料・記録などを収集、蓄積し、提供する組織である。その主要事業は、1) ユネスコの知識宝庫の役割、2) ユネスコの歴史と記録に基づいた情報の提供および配布、3) ユネスコ本部の効率的な記録管理、である。

ユネスコ・アーカイブズの記録・史料類

(archival series) は、ユネスコの合意文、協定書、書信、報告書、出版物などで、原文記録、文書、写真、音響記録、マイクロ資料などからなる。これらの記録・史料類は国際十進分類法 (Universal Decimal Classification: UDC) により組織化されている。電子記録類 (electronic archives) は別途提供され、アクセスが制限されている。その他、オンライン文書 (Files online)、ユネスコ関連サービス (Related UNESCO Services)、新刊出版物 (Just Published) を通じ、ユネスコの膨大な情報源にアクセス可能にしている。

アーカイブズでは下記の 16 の記録グループ (Archive Groups: AG) で記録物を分類している。各グループとその主な索引は以下のとおりである。

- ・ AG 1 (IICI: International Institute of Intellectual Cooperation) 1925～1946：国際知的協力機構の記録
- ・ AG 2 (CAME: Conference of Allied Ministers of Education) 1942～1945：連合国教育相会議の記録
- ・ AG 3 (PREP.COM: Preparatory Commission of UNESCO) 1945～1946：ユネスコ準備委員会の記録
- ・ AG 4 (C: General Conference Documents) 1945～：ユネスコ総会のドキュメント
- ・ AG 5 (EX: Executive Board Documents) 1946～：執行理事会のドキュメント
- ・ AG 6 (S: Secretariat Documents) 1946～：事務局のドキュメント
- ・ AG 7 (UNESCO Publications) 1946～：ユネスコの出版物
- ・ AG 8 (Secretariat Records) 1946～：事務局の記録類
- ・ AG 9 (Archives of Field Units) 1947～：ユネスコ各支部のアーカイブズ
- ・ AG 10 (SA: Archives of Staff Associations) 1946～：職員の記録
- ・ AG 11 (Microcopies)：マイクロ資料

- ・ AG 12 (Audio-visual Archives) 1946～：視聴覚資料
- ・ AG 13 (Archives of Colour Reproductions of Paintings)：絵画のカラー複製
- ・ AG 14 (Publications, documents and records on UNESCO)：ユネスコ関連出版物、ドキュメント、記録類
- ・ AG 15 (Archives and Documentation of International Organizations)：国際機構の記録とドキュメンテーション
- ・ AG 16 (Electronic and Machine-Readable Records)：電子資料および機械可読記録

3.2 オープンアクセス政策の動向

今日、学術・教育資料、研究データ等に関するオープンアクセスは世界的な動向である。オープンアクセスという用語は、研究論文、専門書籍、データおよび関連資料の形態として科学的知識への無料アクセスおよび再利用を増進させようとする概念、運動および事業モデルとして広く通用している。2003年10月にドイツの Max Planck Society が発表したベルリン宣言 (Berlin Declaration on Open Access to Knowledge in the Sciences and Humanities) は、オープンアクセスを「著作物に関する著者および著作権者の適切な帰属性が明らかにされれば、すべての利用者が自由にアクセス、複製、利用、配布、伝達し、2次著作物を作成、配布できること」と定義している。

オープンアクセスは、研究および研究成果を財政的、法的、技術的な障壁なしに利用可能とすることに多くの利点がある。研究者にとっては著作物の可視性および利用が増し、機関にとっては研究業績の広報となる。出版社にとっては著作物の可視性を最大化し、読者への影響力を増すこととなる。オープンアクセスによって研究のためのコンテンツの普及サービスが大幅に向上し、先進国と途上国の間そして途上国間の知識の流通が向上するのである。

ユネスコは、UN、IFLA、世界保健機関 (World Health Organization: WHO)、世界知的所有権機関 (World Intellectual Property Organization: WIPO)、世界情報社会サミットのような国際機構のみならず、公共の基金で遂行される研究、教育資料、文化遺産に関するオープンアクセスを促進し、それを支持する他の機関とも協力する。ユネスコはこうした組織との連携や協力を通じ、情報アクセス自由の原則を支持し、オープンアクセスが科学の発展および真の市民精神の増進に必要不可欠であると表明している。

IFLA は 2011 年 4 月に「オープンアクセスに関する IFLA 声明」(IFLA Statement on Open Access: Clarifying IFLA's position and strategy) を発表し、オープンアクセスに関する IFLA の立場と戦略を明らかにした。IFLA は、約 150 か国の図書館協会、情報専門機関および図書館専門職を網羅した世界的規模の非営利・独立の専門団体として、オープンアクセスの導入による図書館の役割の変化を示し、IFLA 加盟国に対する具体的な助言及び国際機構との連携を明らかにした。具体的な内容は、オープンアクセスが学術・研究図書館の役割を大きく変化させるとしながら、国の政策としてオープンアクセスを促進すること、国立図書館は国レベルでオープンアクセス政策を開発し、研究インフラ構築および文化遺産へのオープンアクセスを支援すること、公共図書館は利用者を対象としたオープンアクセスのコンテンツを普及すること、などを含んでいる。そして IFLA 刊行物をオープンアクセスに転換するために必要となる具体的な移行計画を遂行するためにタスクフォースを構成した。

米国は 2013 年 5 月にオバマ大統領が政府情報のオープンデータ化を義務付ける大統領令 “Executive Order-making Open and Machine Readable the New Default for Government Information” を発した。あわせて、科学技術政策局

(Office of Science and Technology Policy: OSTP) や行政管理予算局 (Office of Management and Budget: OMB) 等が、オープンデータに関する新たな覚書 “Open Data Policy-Managing Information as an asset” を公表した。これにより米国の連邦政府機関は、関連法規にしたがってプライバシー、機密情報および国家の安全保障に関わる情報を保護しつつ、オープンかつ機械可読な形式でデータを基本的に公開することとなった。

G8 (Group of Eight: 米国、英国、フランス、ドイツ、イタリア、ロシア、カナダ、日本) は、2013 年 6 月に英国北アイルランドで開催された首脳会議において「オープンデータ憲章 (Open Data Charter)」に合意した。各国代表は共同声明でオープンデータを情報化時代の重要な資源として評価し、オープンデータの活用が市民生活の質的向上と革新、経済成長と雇用創出に繋がると強調した。また、容易に利用可能かつ無料で再利用できる利点から、民間企業や非政府組織にも新しい活力をもたらすことが期待できるとした。G8 は 2013 年末までにこの原則を履行するための活動計画を樹立し、2014 年に開かれる G8 首脳会議で進行状況を評価するとしている。

こうした大きな動向の中で、ユネスコが 2013 年 5 月に発表した「ユネスコ刊行物に関するオープンアクセス政策」はとりわけ大きな影響力をもつ。これは今後のユネスコ刊行物に関する方針を明確にしたものであり、目的、適用可能性、要件、リポジトリ、役割と義務などが示されている。以下にその全文を翻訳することで、オープンアクセスに関するユネスコの立場と戦略を明らかにする。

3.3 ユネスコ刊行物に関するオープンアクセス政策発表 (全文)

“科学に対する平等なアクセス権は人類発展のための社会的・倫理的要件であるだけでなく、全

世界の科学界の潜在的可能性を実現し、人類のニーズを充足させる方向への発展を導くために必須である”。

UNESCO/ICSU 共催「1999年世界科学会議」より

序文：

教育・科学・文化の発展は、政策決定者・研究者・実務者および一般大衆が広範かつ自由に研究および知識にアクセスすることにより、知識を活用し蓄積できるときに可能となる。政府間国際機構であるユネスコは、刊行物・データ・資源を含むユネスコが生産した成果物が可能な限り多くの人々に利用可能であることに根本的利益を有する。

ユネスコは、発展のための必須の条件である開放性の原則を促進する無制限のオープンアクセスを強く支持する。オープンアクセスの重要性は他の機関や民間部門においてもすでに認知されており、例えば世界銀行（World Bank）と Wellcome Trust は独自のオープンアクセス政策を実行している。

目的：

ユネスコのすべての刊行物は、原則として著作権により保護される。刊行物に関する新しいオープンアクセス政策により、ユネスコは著作権による通常の制約の相当部分を排除し、ユネスコのすべての（研究）生産物をオンラインアクセスで提供する。

その最初の段階として、ユネスコはこれら刊行物を多言語リポジトリを通じてオンラインで提供する予定である。

この政策の目標は、ユネスコが生産した研究成果へのアクセスを高めること、および研究成果の普及を増進することである。

適用可能性：

ユネスコのオープンアクセス政策は、一定の制限内において、複製・利用・配布・転送および派生物の生産に関して、全世界的で撤回しえないアクセス権を提供する。

ユネスコの規則および規制によれば、ユネスコ事務局職員がその職務の一環として生産したあらゆる刊行物の題目、著作権、特許権などすべての知的財産権はユネスコに帰属する。したがって、この政策はユネスコ刊行物委員会（Publications Board）により 2013年6月1日以降に承認された職員が制作したあらゆる刊行物に適用される。

事務局の職員がその全部を制作し、外部で出版された資料の場合、著作権が外部の出版社に移譲されるべきでなく、ユネスコが著作権を保持すべきである。ERI/DPI（Sector for External Relations and Public Information / Division of Public Information、外部関係および公共情報部門／公共情報課）が進行する。

事務局の職員と共同で刊行物を作成した外部の共著者は、著作権をユネスコに譲渡する。ユネスコの著者は共著者に対し、オープンアクセス政策に関して通知して、外部の共著者の権利を入手する責任を負う。ERI/DPIがこの目的のための許可様式を作成する。

2013年6月1日より前に発行されたすべてのコンテンツに関しては、利用制限に関する特定の条項によって規律され、それは個別に決定される。これら刊行物は引き続き著作権により保護されるが、既存の著作権保護を受ける著作物よりも広範な再利用を許容するライセンスに基づき配布されることになる。利用者は、各刊行物ごとの特定の利用条件に関するライセンス条項を参照する。

この政策は、ユネスコが寄付者、外部の機関または出版社との間に特別な合意をした場合には適用されない。しかし、外部の出版社はこの政策の要件に従うことを強く推奨される。

刊行物の中で利用されたすべての資料（イメージ、イラスト、グラフィックスなど）は、利用が完全に無制限であるパブリックドメインにあるか、または権利者が著作権を放棄した場合でない限り、この政策の範囲外である。

立場表明：

ユネスコから発行された資料は、原著者とユネスコが原著者として明示される限りにおいて、すべての人が合法的な活動のためにコンテンツを利用することを認めるライセンスを付与される。事前の許可は不要である。

ユネスコから全部または一部の財政支援を受けた外部の出版社が発行した資料は、当該出版社が容認した場合には、帰属以外に利用制限がない最も包括的なライセンスが付与される。

外部の出版社が発行した他のすべてのユネスコ資料は当該出版社の要件に従う。しかし、ユネスコは引き続き自らのコンテンツに関する著作権を保持し、これを完全に管理する。

要件：

著者は出版にあたり、当該著作物の電子コピーを（可能な場合には）あらゆるソースファイルとXMLファイルとともにオープンアクセス・リポジトリに提供しなければならない。それによって、当該著作物はオープンアクセス・リポジトリを通じて提供される。

この政策によって許可される範囲を超えて、コンテンツを転送・再生産・利用または変形する場合には著作権者からの明示の書面による許可を必

要とする。

ユネスコのイメージに影響を及ぼす歪曲または解釈を避けるために、ユネスコ刊行物委員会ならびに／またはユネスコの承認がない限り、脚色・翻訳・派生物にユネスコの公式標章またはロゴを用いてはならない。

リポジトリ (Repository)：

UNESDOC システム内におかれるオープンアクセス・リポジトリは、電子出版物を全文無償にて公共に提供する。公開猶予期間や利用を制限する特定の条項といったものを除いて制限はない。インターフェースは6言語の予定である。

2013年6月1日以降にユネスコが発行した資料は公式刊行日の直後にオープンアクセス・リポジトリに寄託され、公共に提供される。

2013年6月1日より前にユネスコが発行し、その全部につきユネスコが権利をもつ資料もリポジトリに寄託される。

外部の出版社が発行した資料の場合は、リポジトリに寄託される前に当該出版社の書面による許可を得る。この許可書は当該資料への自由なオンラインアクセスを認めつつ、非商業目的による利用に限ること、派生物を禁止することといった利用制限を付す。

ユネスコは、外部の出版社が要請する場合、通常12か月を超えない公開猶予期間を尊重する。

オープンアクセス・リポジトリの利用者は著作権による規制に従う責任を負い、権利者が明示する利用条件を遵守することが期待される。

役割と義務：

ユネスコの規則および規制に明示されているよ

うに、ERI/DPI はすべてのユネスコの刊行物に関して質を保障する枠組を管理する責任を負う。

加えて ERI/DPI は、刊行物担当職員および事務局の専門職員に対してオープンアクセスのすべての側面に関する指針を提供し、著作権およびライセンスといったオープンアクセスの主要案件につき講習会を実施する。

さらに ERI/DPI は、プログラム部門と協力して、すべての人々を対象とするオープンアクセスの e-ラーニングコースを開発し、オープンアクセスの基本概念の全体像を提供する。これにはオープンアクセス政策の利用および各部門による適用を促進するための運営指針が含まれる。

ERI/DPI/PBM (Publications, Broadcasting and Merchandising Section: 刊行・放送・販売課) と MSS/BKI (Sector for the Management of Support Services/ the Bureau of Knowledge and Information Systems Management: サポートサービス管理部門／知識情報システム管理局) は共同でオープンアクセス・リポジトリを構築し、管理する。

最後に、ERI/DPI はリポジトリの管理に関する手続履行および問題解決の責任を負う。

刊行物担当職員はオープンアクセス政策の解釈および適用に関して、当該関連部門で生じるすべての事案について支援を提供する責任を負う。

ユネスコ刊行物委員会は、この政策を解釈および監視し、その適用に関する紛争を解決し、あらゆる変更提案につきシニア・マネジメント・チームに勧告する責任を負う。委員会は 18 カ月後にこの政策を審査し、シニア・マネジメント・チームに報告書を提出する。

4. おわりに

以上のように、長年にわたりユネスコは世界的な科学情報システムの構築や各国の情報政策の樹立を推進し、情報の生産・流通に関する様々な国際的計画を積極的に進めて、この分野において重要な役割を果たしている。195 もの加盟国を有する、専門性の高い国際機構であるユネスコの影響力は、この分野においてきわめて大きい。

ユネスコはこれまで情報アクセスの自由や知る権利に関わる報告書、宣言、勧告を多く発表してきた。それらは情報アクセス自由の原則を支持し、普遍的で平等な情報アクセスに関する権利が、すべての個人、共同体および機構の社会的・教育的・文化的・経済的福祉のために必要不可欠であるとするものである。その流れで、ユネスコはオープンアクセスの理念および運動を強く支持し、国連の機関としては初めてオープンアクセス政策を採用し、すべての刊行物をオンラインで提供するに至った。国際機構により生産される有用な情報・記録を国際社会全体が共有するために公開は必然の原則である。

2013 年 7 月から適用されるこの政策は、多言語インターフェースを基盤とした新しいオープンアクセス・リポジトリを通じ、電子化された刊行物をオンラインで提供するものである。これにより、全世界の人々がユネスコが生産した資料およびデータを自由にダウンロードし、翻訳・配布・共有できると同時に、ユネスコの研究成果がより広く利用される効果が期待できる。さらには、今後多くの国際機構がユネスコに続いて、オープンアクセス運動が一層進展することも期待できる。

参考文献：

1. UNESCO to make its publications available free of charge as part of a new Open Access

- policy (UNESCO 14 May 2013)
http://www.unesco.org/new/en/media-services/single-view/news/unesco_to_make_its_publications_available_free_of_charge_as_part_of_a_new_open_access_policy/
2. Open Access policy concerning UNESCO publications (UNESCO) (PDF)
http://www.unesco.org/new/fileadmin/MULTIMEDIA/HQ/ERI/pdf/oa_policy_en_2.pdf
 3. World Summit on the Information Society (WSIS)
<http://www.itu.int/wsis/implementation/2013/forum/>
 4. Global Open Access Portal
<http://www.unesco.org/ci/goap>
 5. Council on Foreign Relations. G8: Open Data Charter, June 2013.
<http://www.cfr.org/internet-policy/g8-open-data-charter-june-2013>
 6. IFLA Statement on open access-clarifying IFLA's position and strategy:
<http://www.ifla.org/files/hq/news/documents/ifla-statement-on-open-access.pdf> (2011/4/15)
 7. Berlin Declaration on Open Access to Knowledge in the Sciences and Humanities.
<http://oa.mpg.de/openaccess-berlin/berlindeclaration.html>
 8. Manifesto on Open Access to Scholarly Literature and Research Documentation.
<http://threder.ecs.soton.ac.uk/lists/boaiforum/39.html>
 9. Joint IFLA/IPA Statement: Enhancing the debate on Open Access.
<http://www.ifla.org/en/news/joint-iflaipa-statement-enhancing-the-debate-on-openaccess> (20 May 2009)
 10. IFLA Open Access Taskforce established.
(11 October 2011)
<http://www.ifla.org/en/news/ifla-open-access-taskforce-established>
 11. 金 容媛. オープンアクセスに関する IFLA の取り組み. メディアと情報資源: 駿河台大学メディア情報学部紀要. 第19巻第1号. p.41-49 (2012.6)
 12. 金 容媛. 図書館・アーカイブズ分野の主要国際機構とその情報源 (I)
文化情報学: 駿河台大学文化情報学部紀要. 第17巻第1号. p.35-50 (2010.6)
 13. 金 容媛. 図書館・アーカイブズ分野の主要国際機構とその情報源 (II)
文化情報学: 駿河台大学文化情報学部紀要. 第17巻第2号. p.31-42 (2010.12)
 14. 金 容媛著. 図書館情報政策. 東京, 丸善. 2003. 234p

Open Access Policy concerning UNESCO Publications.

By Yong Won KIM

[Abstract] UNESCO is committed to the principle of freedom of access to information and the belief that universal and equitable access to information is vital for the social, educational, cultural and economic well-being of people, communities, and organizations. Open access to research, educational resources and research data is now global movement as many organizations are working towards this goal.

Starting from July 2013, UNESCO will make its digital publications available to millions of people around the world free-of-charge with an open license. UNESCO has become the first agency of the United Nations to adopt such an Open Access policy for its publications. By adopting this new publishing policy, UNESCO aligns its practice to its advocacy to work in favor of Open Access and strengthens its commitment to the universal access to information and knowledge.